

# 令和4年2月市議会総務委員会資料

## 第32号議案 長崎市庁舎の会議室等の市民 利用に関する条例

### 目次

- I 長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の概要・・・ 1～5
- II 対象施設の平面図等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～13

### 《参考資料》

- I 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～16

理 財 部

令和4年2月



# 1 長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の概要

## 1 条例制定の目的

長崎市新庁舎において、行政と市民との協働や市民同士の交流の場とする等の目的で多目的スペース及び市民利用会議室を、訪れた人の憩いや賑わいの場とする等の目的で庁舎前広場を整備している。これらの施設は、新庁舎の整備目的に沿った用途での使用を見込んでいるが、それ以外でも施設の有効活用を図ること及び市庁舎の附置施設として整備する駐車場及び二輪車用駐車場を市民等の利用に供することについて、使用料等の必要な事項を条例で定めるもの。

## 2 市民等の利用に供する施設

- (1) 多目的スペース及び市民利用会議室（以下「市民利用会議室等」という。）
- (2) 庁舎前広場
- (3) 駐車場及び二輪車用駐車場（以下「駐車場」という。）

## 3 施設の位置付け

公用財産（庁舎）【地方自治法第 238 条第 4 項】

## 4 使用の許可、使用料の徴収及び条例制定の根拠法令

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、第 225 条、第 228 条第 1 項

## 5 条例の概要

### (1) 市民利用会議室等及び庁舎前広場

#### ア 使用できるものの範囲 第 3 条関係

(ア) 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に通勤し、若しくは通学する者

(イ) 本市の区域内において事業を営む個人又は法人その他の団体

(ウ) その他市長が特に必要と認めるもの

#### イ 使用できる日時

(ア) 使用できる日

1 月 4 日から 12 月 28 日

ただし、市長が必要があると認めるときは、使用できる日時を変更することができる

(イ) 使用できる時間

a 平日（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号。

以下「休日条例」という。) 第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。) 午後6時から午後9時30分まで

ただし、本市の事務又は事業に支障がない場合は、市民利用会議室等は午前9時から午後6時までの間で使用することができる

b 休日(休日条例第1条第1項に規定する休日をいう。) 午前9時から午後9時30分まで

ウ 使用の許可 第4条関係

市民利用会議室等及び庁舎前広場を専用して使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の場合は使用を許可しない。

また、庁舎の管理上必要があると認めるときは、使用の許可に条件を附すことができる。

(ア) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(イ) 庁舎の管理上支障があるとき。

(ウ) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(エ) その他市長が適当でないと認めるとき。

エ 使用料 第5条第1項・別表第1関係

(ア) 市民利用会議室 1時間 226円

(イ) 多目的スペース 1時間 686円

(ウ) 庁舎前広場 1時間 1,786円

※ 附帯設備の使用料は、規則で定める。

オ 使用料の納入 第5条第2項関係

カ 使用料の減免 第7条関係

キ 使用料の返還 第8条関係

ク 特別の設備等 第9条・第10条関係

ケ 損害賠償 第13条関係

(2) 駐車場及び二輪車用駐車場

ア 利用者

来庁者及び一般利用者(来庁者以外)

イ 供用時間等

(ア) 供用日 1月1日から12月31日まで

(イ) 供用時間 午前0時から午後12時まで

市長が必要があると認めるときは、供用日時を変更することができる。

ウ 出入庫できる日時

(ア) 出入庫できる日 1月4日から12月28日まで

(イ) 出入庫できる時間 午前8時15分から午後10時まで

エ 駐車料金 第6条・別表第2関係

(ア) 駐車場

種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金
区分	最初の30分まで	その後30分までごと	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	140円	130円	830円

※ 夜間駐車料金…午後10時から翌日の午前8時15分までの駐車料金

※ 普通自動車…道路運送車両法施行規則（以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。

※ 小型自動車…省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

※ 軽自動車…省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

(イ) 二輪車用駐車場

種別	昼間駐車料金	夜間駐車料金
二輪自動車	1時間につき60円	200円

※ 夜間駐車料金…午後10時から翌日の午前8時15分までの駐車料金

※ 二輪自動車…道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

オ 減免 第7条関係

駐車場の利用料金は減免することができる。

減免は、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳）の所持者とし、最大4時間まで5割を減免することとする。

なお、現庁舎と同様に、自治会役員に対して1時間分の補助を、国、地方公共団体、公共団体及び表敬訪問者については用務に要した時間分の補助を、さらに新庁舎では、地域コミュニティ連絡協議会役員についても

1 時間分の補助を行うこととし、補助に係る手続きは、各所属（自治振興課、秘書課等）で行う。

カ 駐車料金の返還 第 8 条関係

キ 駐車拒否等 第 11 条関係

ク 禁止行為 第 12 条関係

ケ 損害賠償 第 13 条関係

6 施行日 令和 5 年 1 月 4 日

ただし、庁舎前広場は、令和 5 年 4 月 1 日から適用

また、使用に係る必要な手続き等は施行の前日においても行うことができる

## II 市民利用会議室等及び庁舎前広場の使用について

### 1 対象施設及び設置目的

#### (1) 市民利用会議室等

ア 市民と行政との協働や市民間の交流拡大を図る。

イ 市役所で市民活動の発表等を行うことで、市民の方がより市役所を身近に感じ、親しみを持ってもらう。

ウ 一時的な行政サービスの提供

エ 災害時の一時避難所、災害時の救援物資等の一時集積所

#### (2) 庁舎前広場

ア 訪れた人が思い思いの過ごし方ができる憩いの場を醸成する。

イ まちなかへの回遊性を高め、賑わいを創出する。

ウ イベント開催時などに隣接する魚の町公園と連携し一体的な活用を行うことで、まちの賑わいを生み出す。

エ 緊急車両、献血車両等

オ 災害時の一時避難場所

### 2 使用できる日時

#### (1) 使用できる日

1月4日から12月28日

#### (2) 使用できる時間

午前9時から午後9時30分まで

### 3 主な活用例

#### (1) 市民と行政との協働や市民間の交流拡大を図るもの

例：ながさき若者会議、障害者団体の物販など（市民利用会議室等）

#### (2) 市役所で市民活動の発表等を行うことで、市民の方がより市役所を身近に感じ、親しみを持ってもらえるもの

例：わがまちみらい情報交換会など（市民利用会議室等）

#### (3) まちなかへの回遊性を高め、賑わいを創出するもの

例：ラウンジコンサート、庁舎前広場でのマルシェの開催など（市民利用会議室等及び庁舎前広場）

#### (4) 一時的な行政サービスの提供を行うもの

例：市が行う各種住民説明会、ワクチン接種など（市民利用会議室等及び庁舎前広場）

#### (5) 災害時の一時避難所、救援物資等の一時集積所（庁舎前広場）

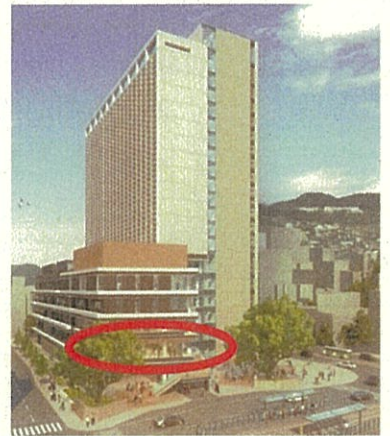
## II 対象施設の平面図等

### 《多目的スペース等イメージ図》

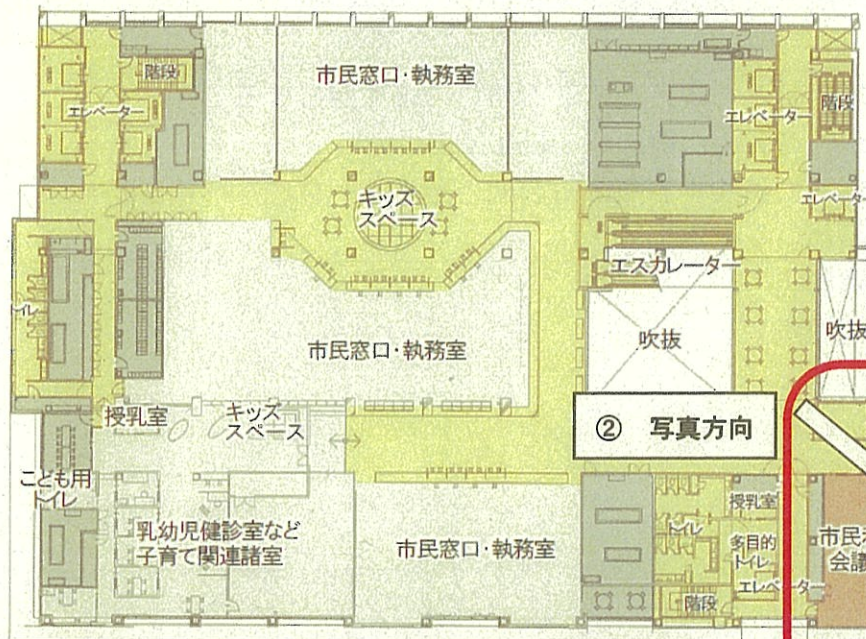
#### 1 多目的スペース及び市民利用会議室（2階、約307㎡）

##### ＜設置目的＞

- (1) 市民と行政との協働や市民間の交流拡大を図る。
- (2) 市役所で市民活動の発表等を行うことで、市民の方がより市役所を身近に感じ、親しみを持ってもらう。
- (3) 一時的な行政サービスの提供
- (4) 災害時の一時避難所、災害時の救援物資等の一時集積所

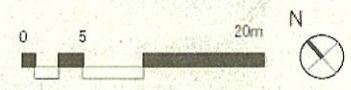
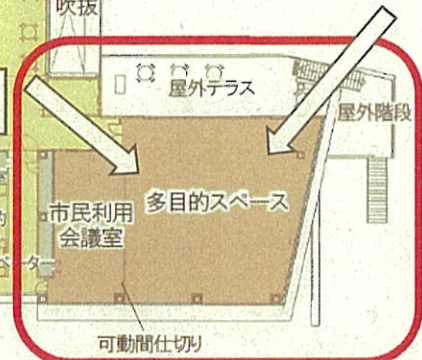


※多目的スペース 約231㎡  
市民利用会議室 約76㎡



① 写真方向

② 写真方向



2階平面図



【市民利用会議室・多目的スペースのイメージ】

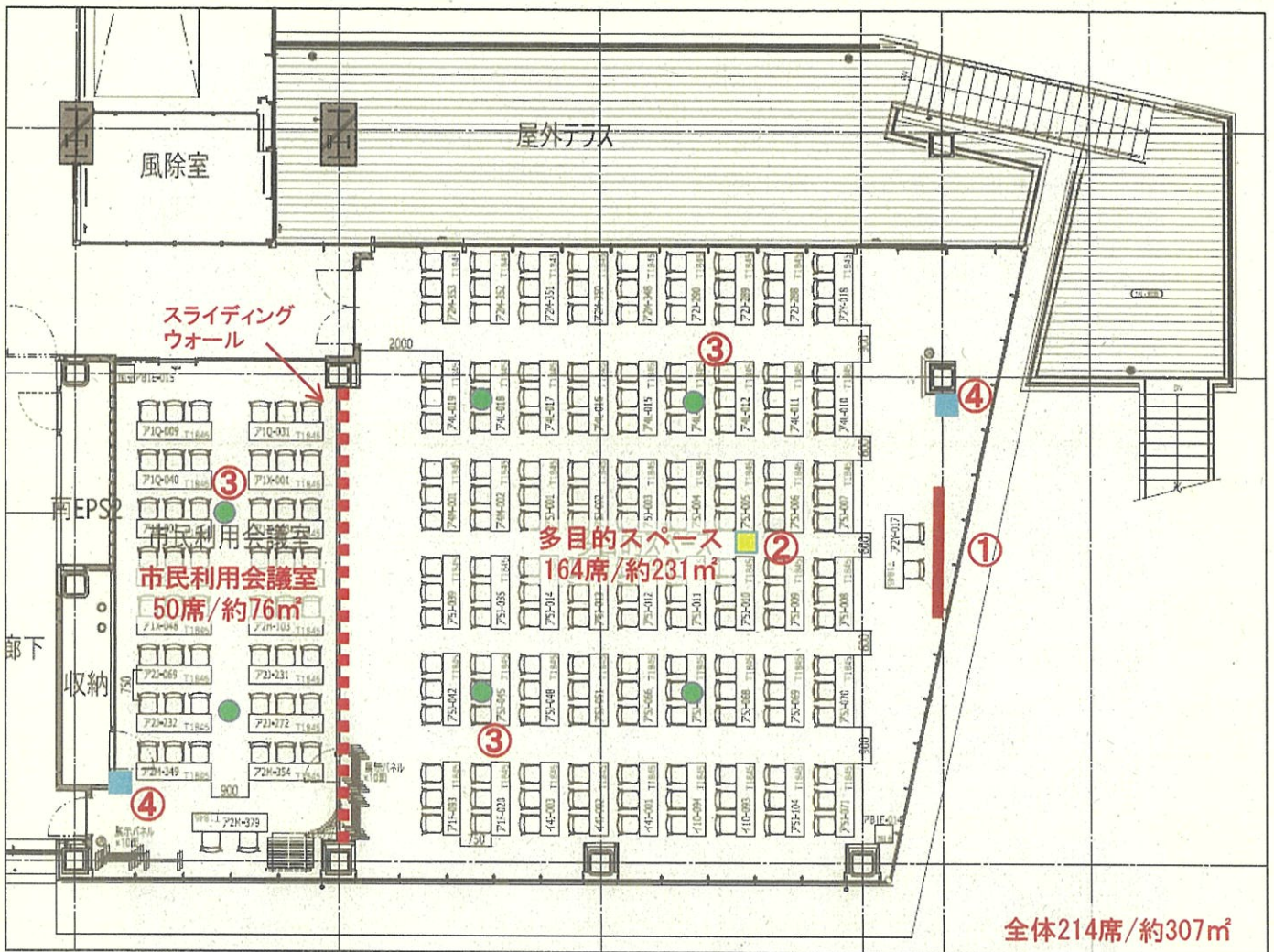
- 多目的スペース及び市民利用会議室は、可動間仕切り壁により、2つの空間を繋げて一体的な利用が可能
- 屋外テラス・屋外階段により、広場との連携や一体的な活用も可能



【屋外テラス・屋外階段のイメージ】



# 多目的スペース及び市民利用会議室の映像音響設備



## ◆主な機器 ※写真はイメージ

①150型スクリーン1台  
(手動) 約3.3m×1.9m



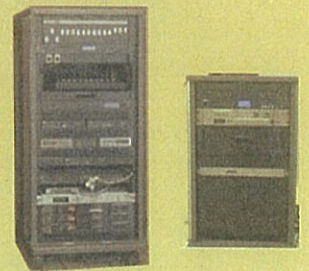
②プロジェクター1台  
(天吊)



③シーリングスピーカー6  
個



④AV機器1式2台



その他

- ・ワイヤレスアンテナ
- ・ワイヤレスマイクロホン
- ・マイクスタンド

など

現況写真

①



②

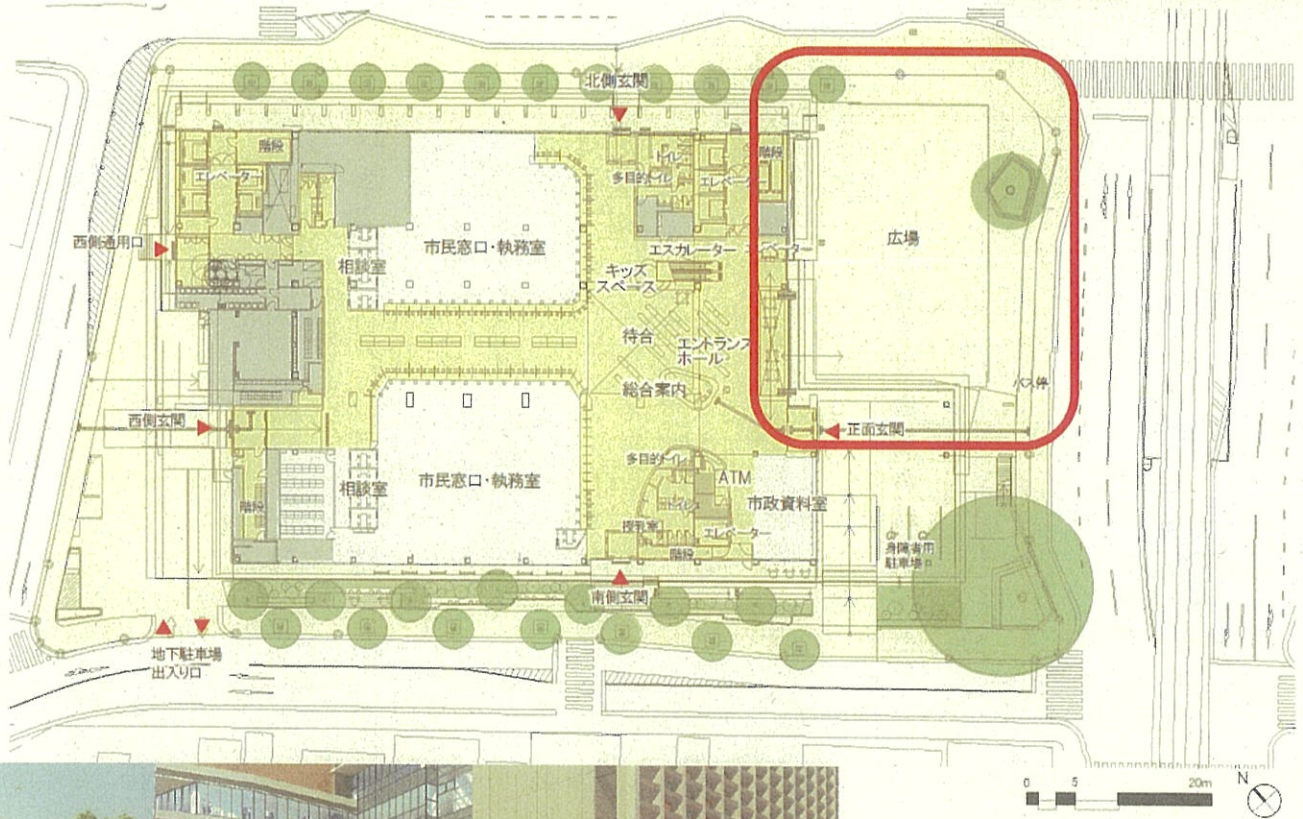


《庁舎前広場イメージ図》

2 庁舎前広場（1階屋外、約 700 m<sup>2</sup>）※貸出面積は約 573 m<sup>2</sup>

＜設置目的＞

- (1) 訪れた人が思い思いの過ごし方ができる憩いの場を醸成する。
- (2) まちなかへの回遊性を高め、賑わいを創出する。
- (3) イベント開催時などに隣接する魚の町公園と連携し一体的な活用を行うことで、まちの賑わいを生み出す。
- (4) 緊急車両、献血車両等
- (5) 災害時の一時避難場所



1階平面図



【広場・正面玄関を見たイメージ】

●水道、電気も使用可能



【屋外テラスから見たイメージ】

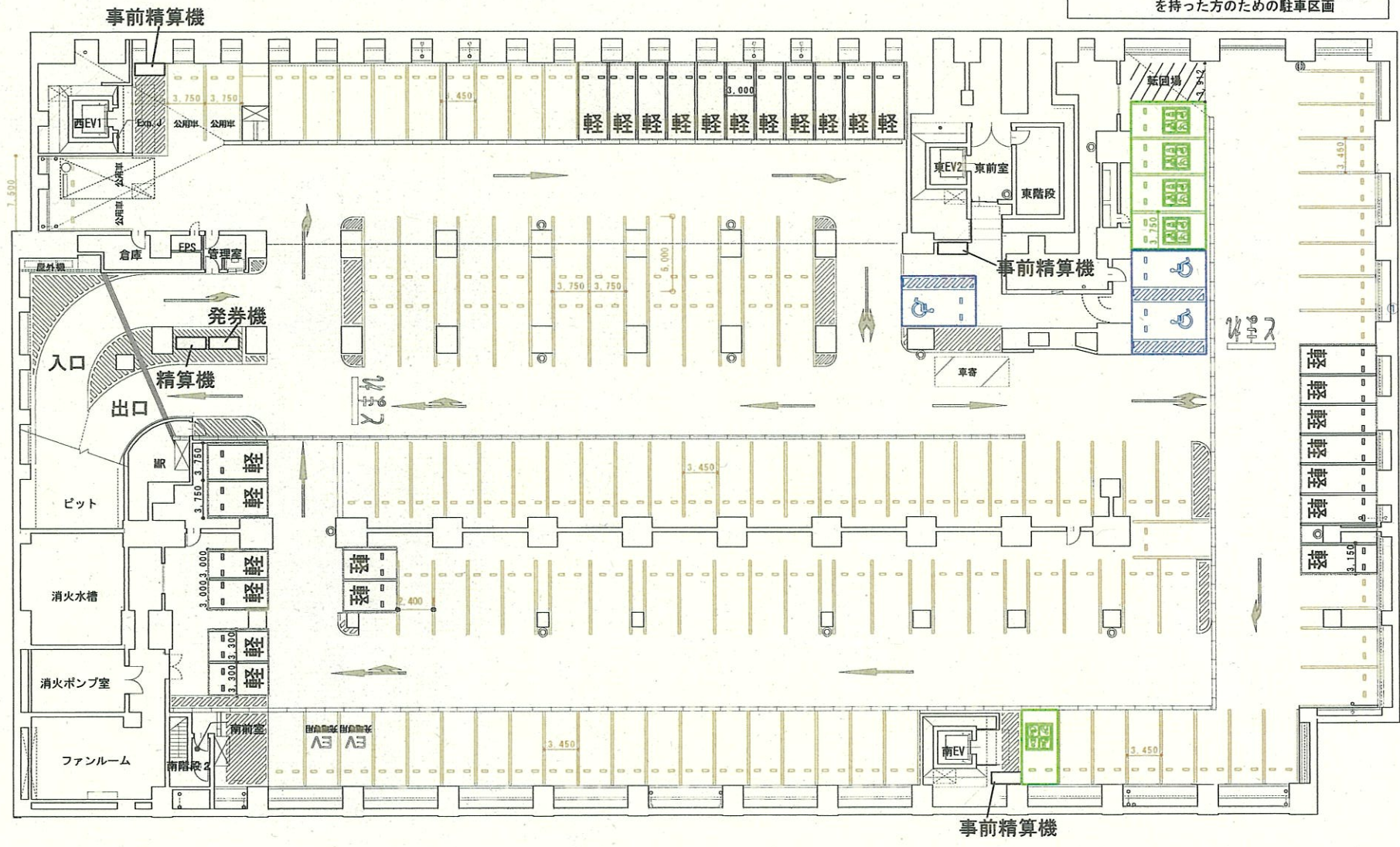
# 地下駐車場 平面図

敷地内駐車場 合計 150台	地上駐車場	2台
	車いす利用者用	2台
	地下駐車場	148台
	普通自動車用	114台
	軽自動車用	26台
	車いす利用者用	3台
	パーキング・パーミット	5台

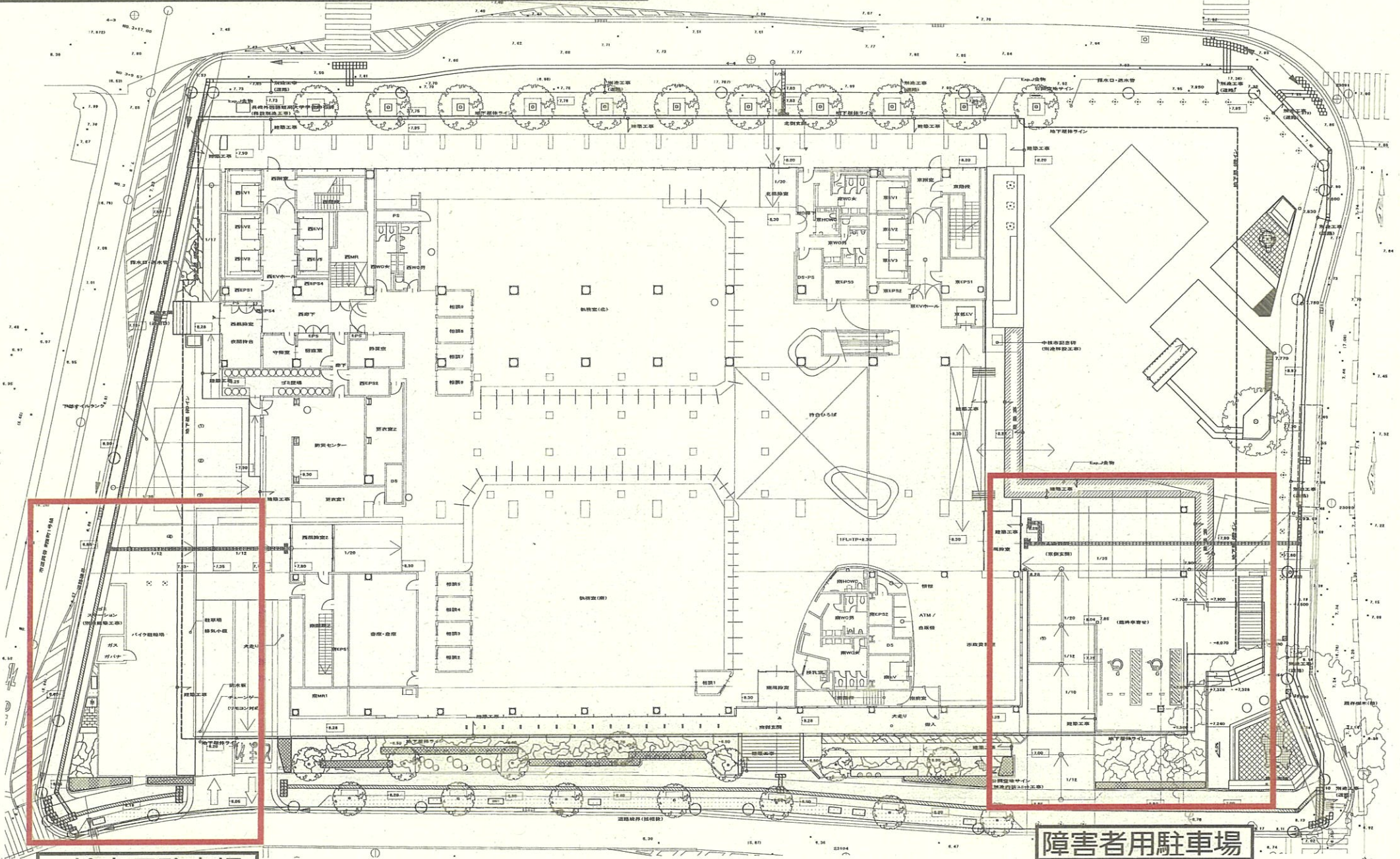
**駐車枠の凡例**

- 普通自動車 幅2.3m以上
- 軽自動車 幅2.0m以上
- 車いす利用者専用 幅3.5m
- パーキング・パーミット専用 幅2.5m

※身体・知的の障害又は高齢、難病により歩行が困難な方、妊産婦やけが人の方で一時的に歩行困難な方に対して交付される「パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）」を持った方のための駐車区画



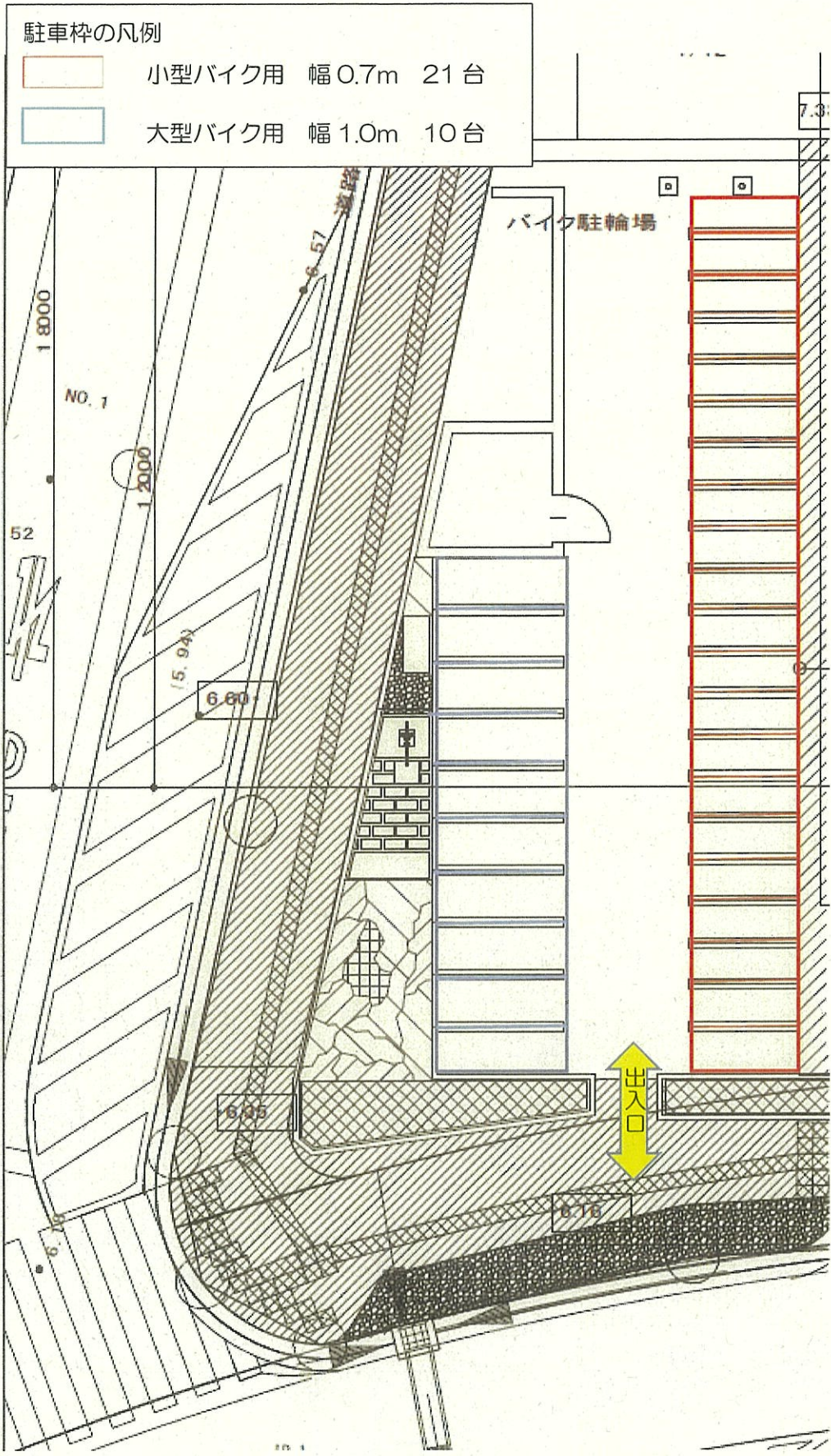
# 1階位置図 (障害者用駐車場、二輪車用駐車場)



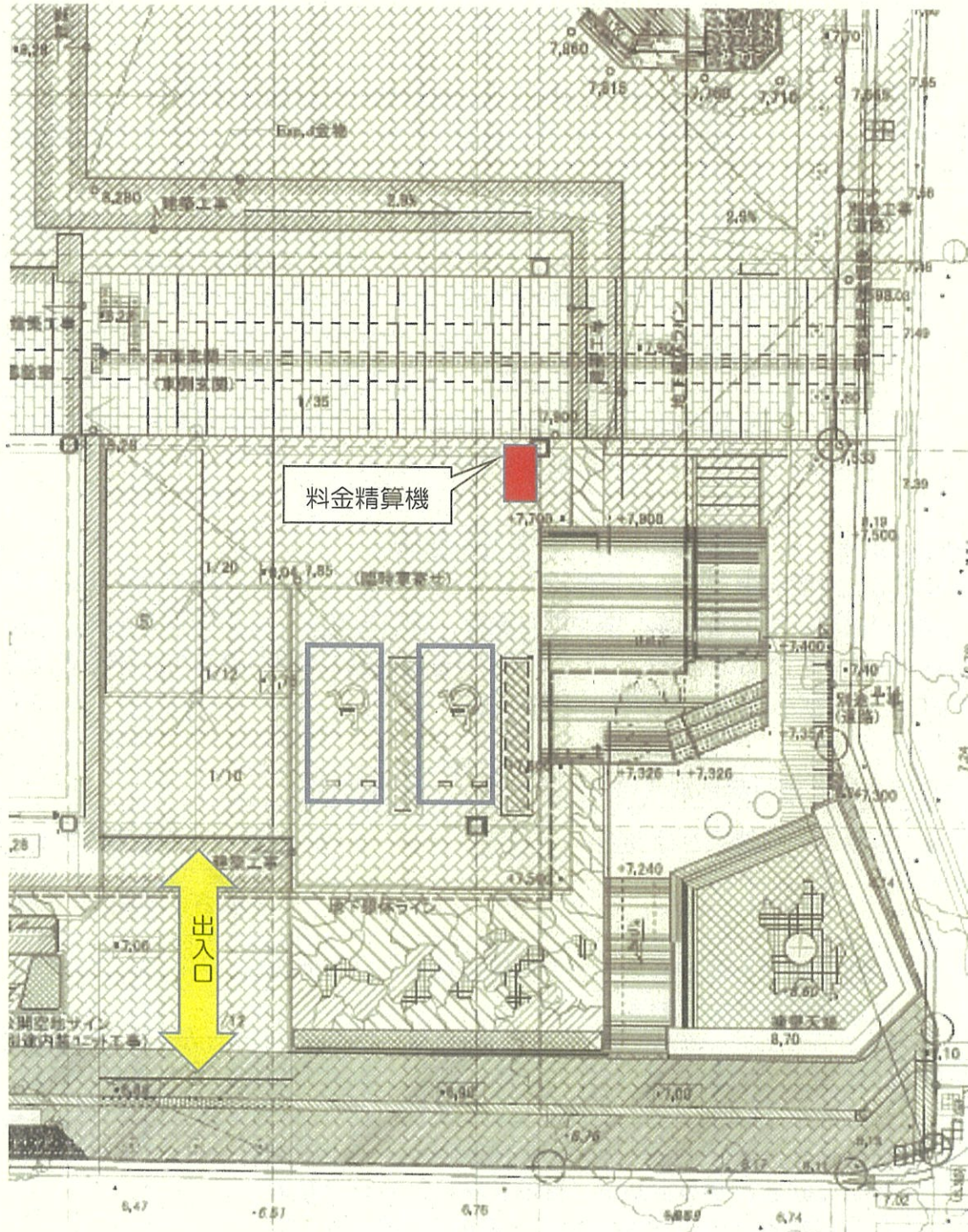
二輪車用駐車場

障害者用駐車場

# 二輪車用駐車場平面図



# 障害者用駐車場平面図



《参考資料Ⅰ》関係法令

- ◆ 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項（行政財産の管理及び処分） 第 1 条関係  
行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

- ◆ 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号、第 11 号の 2（定義） 第 6 条関係  
この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

10 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

11 の 2 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

- ◆ 道路交通法第 3 条（自動車の種類） 第 6 条関係  
自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

- ◆ 道路運送車両法施行規則別表第 1 別表第 2 備考関係

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が 2.00ℓ 以下のものに限る。）	4.70 m 以下	1.70 m 以下	2.00 m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自			



	動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.660ℓ 以下のものに限る。）	3.40 m 以下	1.48 m 以下	2.00 m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.250ℓ 以下のものに限る。）	2.50 m 以下	1.30 m 以下	2.00 m 以下
大型特殊自動車	<p>1 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p> <p>2 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			
小型特殊自動車	1 前項第1号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度 15 km毎時以下のもの	4.70 m 以下	1.70 m 以下	2.80 m 以下
	2 前項第1号ロに掲げる自動車であつて、最高速度 35 km毎時未満のもの			

◆ 地方自治法第 238 条第 4 項（公有財産の範囲及び分類）

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

◆ 地方自治法第 225 条（使用料）

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

◆ 地方自治法第 228 条第 1 項（分担金等に関する規制及び罰則）

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。